

国官総第46号  
国官会第308号  
国地契第8号  
国官技第41号  
国営計第28号  
国総入企第8号  
平成22年5月20日

各地方整備局長 あて

国土交通省

大臣官房長  
建設流通政策審議官

「緊急公共工事品質確保対策について」の一部改正について

最近の建設業を取り巻く環境にかんがみ、企業の経営評価に関して、市場機能を活用したリアルタイムの評価を一層進めるため、今般、入札ボンド（入札保証金を含む。以下同じ。）の対象工事の拡大を促進し、併せて、入札ボンドの発注者への提出時期を入札書の提出期限の日までとすることが、「入札ボンド制度の対象工事の拡大等について」（平成22年5月20日付け国総入企第2号）により国土交通省建設流通審議官から各省庁官房長等あて通知されたところである。

これを受けて、「緊急公共工事品質確保対策について」（平成18年12月8日付け国官総第610号、国官会第1334号、国地契第71号、国官技第242号、国営計第121号、国総入企第46号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

記4中「7億9千万円以上の」を「3億円以上の一般土木工事及び建築工事並びに6億9千万円以上のその他の工事種別に係る」に改める。

附 則

この通知は、平成22年8月1日以降に入札公告手続を開始する工事から適用する。